

刈谷市個人用次世代自動車購入費等補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 次世代自動車購入者（第5条・第6条）
- 第3章 次世代自動車リース事業者（第7条—第9条）
- 第4章 雜則（第10条—第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内において次世代自動車の普及を図り、地球温暖化の主な要因である二酸化炭素の排出削減に寄与するため、次世代自動車を購入する者及びリース（サブスクリプション（一定の期間ごとに一定の金額で製品を利用させ、又はサービスを提供することをいう。）を含む。以下同じ。）契約により市民に貸与する事業者に対し交付する刈谷市個人用次世代自動車購入費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「次世代自動車」とは、別表に規定する自動車をいう。

（補助対象自動車）

第3条 補助の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次世代自動車であって、超小型電気自動車以外の次世代自動車にあっては第1号から第3号までに掲げる要件に、超小型電気自動車にあっては第2号及び第4号に掲げる要件に該当するものとする。

（1）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により交付された補助対象自動車に係る自動車検査証（以下「車検証」という。）に自家用と記載されていること。

（2）市内を使用の本拠とするものであること。

（3）初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるものであること。ただし、国外で運行の用に供された自動車であって、

国内に輸入されたことによって新規登録等を受けるものを除く。

- (4) 初めて刈谷市税条例（昭和25年条例第8号）第82条第1項の規定により標識の交付を受けるものであること。ただし、他の地方公共団体において、同条に類する規定により標識の交付を受けたことがあるものを除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる次世代自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 燃料電池自動車 車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとし、50万円を限度とする。）
- (2) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 車両本体価格に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとし、30万円を限度とする。）
- (3) 超小型電気自動車 車両本体価格に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとし、7万円を限度とする。）

第2章 次世代自動車購入者

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した者
- (2) 次条の規定による交付の申請をする日まで6月以上引き続き市内に住所を有している者。ただし、国外からの転入者の場合は、国外転出前に市内に住所を有し、かつ、次条の規定による交付の申請をする日まで通算して6月以上市内に住所を有している者を含むものとする。
- (3) 市が賦課徴収を行う税金を滞納していない者

(補助金の交付申請)

第6条 超小型電気自動車以外の次世代自動車に係る補助金の交付を受けようとする者にあっては車検証に記載されている交付年月日（第8条において「車検証交付日」という。）後90日以内に、超小型電気自動車に係る補助金の交付を受けようとする者にあっては刈谷市税条例第82条第3項の規定により交付された証明

書（以下「標識交付証明書」という。）に記載されている標識交付年月日（第8条において「標識交付証明書交付日」という。）後90日以内に、それぞれ刈谷市個人用次世代自動車購入費等補助金交付申請書（購入用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）自動車検査証記録事項の写し（超小型電気自動車を除く。）
- （2）標識交付証明書の写し（超小型電気自動車に限る。）
- （3）住民票の写し（第5条第2号ただし書に該当する場合は、戸籍の附票の写し）
- （4）請求書その他購入した補助対象自動車の車両本体価格が確認できる書類の写し
- （5）保証書の写し（超小型電気自動車に限る。）

第3章 次世代自動車リース事業者

（補助対象リース事業者）

第7条 補助金の交付の対象となる者（次条において「補助対象リース事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「契約者」という。）を相手方として、同一の補助対象自動車を貸与する4年以上のリース契約を結んでいる法人とする。

- （1）非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を借り受ける者
- （2）次条の規定による交付の申請をする日まで6月以上引き続き市内に住所を有している者。ただし、国外からの転入者の場合は、国外転出前に市内に住所を有し、かつ、次条の規定による交付の申請をする日まで通算して6月以上市内に住所を有している者を含むものとする。
- （3）市が賦課徴収を行う税金を滞納していない者
（補助金の交付申請）

第8条 超小型電気自動車以外の次世代自動車に係る補助金の交付を受けようとする者にあっては車検証交付日後90日以内に、超小型電気自動車に係る補助金の交付を受けようとする者にあっては標識交付証明書交付日後90日以内に、それぞれ刈谷市個人用次世代自動車購入費等補助金交付申請書（リース用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）契約者が使用者となっている自動車検査証記録事項の写し（超小型電気自

動車を除く。)

(2) 標識交付証明書の写し（超小型電気自動車に限る。）

(3) 契約者の住民票の写し（第7条第2号ただし書に該当する場合は、戸籍の附票の写し）

(4) 請求書その他購入した補助対象自動車の車両本体価格が確認できる書類の写し

(5) 保証書の写し（超小型電気自動車に限る。）

(6) 契約者の市が賦課徴収を行う税金の完納を証する納税証明書

(7) 補助対象リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

(8) 契約者と補助対象リース事業者が締結しているリース契約書の写し及び納期ごとのリース料金が確認できる書類

(9) リース料金の算定根拠明細書（様式第3号）

（補助金のリース料金への充当）

第9条 前条の規定により交付の申請をし、交付の決定を受けた者は、交付を受けた補助金を当該決定に係る補助対象自動車の納期ごとのリース料金（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に充当しなければならない。

2 前項の規定による充当は、任意の納期分から開始するものとし、当該補助対象自動車が新規登録等を受けた日の属する月から起算して4年を経過する月以後初めて納期が到来するリース料金に対しても行われるものでなければならない。

第4章 雜則

（実績報告）

第10条 規則第10条の規定による実績報告は、第6条又は第8条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

（使用の本拠の位置の異動）

第11条 第6条又は第8条の規定により交付の申請をし、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る補助対象自動車が新規登録等を受けた日から起算して4年を経過する日までの間（以下「処分制限期間」という。）に使用の本拠の位置が市内でなくなった場合は、市長に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第12条 交付決定者は、処分制限期間に当該決定に係る補助対象自動車を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け（第8条の規定により交付の申請をし、交付の決定を受けた者が契約者に貸与する場合を除く。）をし、又は担保に供してはならない。ただし、天災その他の交付決定者及び契約者の責めに帰すことのできない事由のある場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 処分制限期間に当該決定に係る補助対象自動車が第3条第1号又は第2号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 処分制限期間に補助対象自動車に係るリース契約を解約したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された者は、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定による返還が完了するまでの間、補助金の交付の決定を取り消された者は、新たに補助金を受けることができないものとする。

(調査等)

第15条 市長は、補助金の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助金の交付を受けた者及び契約者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、同日以後に初度登録された低害車に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から施行し、平成14年4月1日以後に初度登録された低公害車に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車登録された低公害車に係る補助金の額は、1台につき12万円とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市低公害車購入費補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に新車登録された低公害車に係る補助金について適用し、同日前に新車登録された低公害車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行し、改正後の第4条第1号の規定は、平成26年12月1日以後に新車登録された燃料電池自動車に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 第1条による改正規定及び附則第3項の規定は平成30年4月1日から、第2条による改正規定及び次項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条による改正後の刈谷市次世代自動車購入費補助金交付要綱の規定は、平成30年10月1日以後に新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けた次世代自動車に係る補助金について適用し、同日前に新規登録等された次世代自動車に係る補助金については、なお従前の例による。

(刈谷市超小型電気自動車購入費補助金交付要綱の廃止)

3 刈谷市超小型電気自動車購入費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市次世代自動車購入費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。以下同じ。）を受けた燃料電池自動車に係る補助金に

について適用し、同日前に新規登録を受けた燃料電池自動車に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市個人用次世代自動車購入費等補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第5条の規定は、令和5年1月1日以後に新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けた次世代自動車に係る補助金について適用し、同日前に新規登録等を受けた次世代自動車に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第6条及び第4章の規定は、令和5年1月1日以後に交付の申請がされる補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた補助金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱第3章の規定は、令和5年1月1日前に貸与が開始された補助対象自動車についても適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

電 気 自 動 車	電気を動力源とする自動車（内燃機関を併用するものは除く。）
燃 料 電 池 自 動 車	搭載された燃料電池（水素と、空気中の酸素の化学反応により直接電気を発生させるもの）によって駆動される電動機を原動機とする自動車（内燃機関を併用するものは除く。）
プラグインハイブリッド自動車	搭載された電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機とし、エネルギーの回生機構を有する自動車で、外部電源からの充電が可能なもの
超 小 型 電 気 自 動 車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による型式認定を取得した第一種原動機付自転車であり、かつ、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による普通自動車に該当するもの